

利用権設定（農地所有適格法人）

—農地を耕作するために貸借を行うとき—

毎月原則 20 日

添付書類	摘要	新規	再設定	提出 部数
付近見取図			—	各 1 部
土地の登記事項証明書	全部事項証明書に限る		—	
法人の登記事項証明書	現在事項全部証明書に限る 再設定の場合で前回提出時から変更され た事項がない場合は省略可			
法人の定款（写）	再設定の場合で前回提出時から変更され た事項がない場合は省略可			
組員名簿又は株主名簿（写）	農事組合法人または株式会社の場合 再設定の場合で毎年定期報告している法 人は省略可（但し、農地所有適格農業法人 の要件を満たしていること）			
農地所有適格法人としての事業 の状況	別紙様式 再設定の場合で毎年定期報告している法 人は省略可（但し、農地所有適格農業法人 の要件を満たしていること）			
営農計画書（農業経営計画書）	別紙様式		—	
耕作状況等証明書	借受法人の所在地が市外の場合			
その他参考となるべき書類	必要に応じて			
委任状	代理人が申請する場合			

申請内容によっては不要な書類もありますので、最後までよくお読み下さい。

付近見取図について

土地の位置及び付近の状況を示す図面で、住宅地図の写しやインターネット上の地図等。

土地の登記事項証明書、法人の登記事項証明書について

発行から概ね 3 ヶ月以内の物で、写しでの提出でも可能。ただし、その場合は窓口で原本確認をします。そのため、原本を持参して下さい。

登記事項証明書は登記情報提供サービスで取得した物は不可。

耕作状況等証明書について

法人所在地の市町村の農業委員会が発行するもの。

委任状について

代理人の住所・氏名、申請の要旨、連絡先、委任する者の住所・氏名を明記の上、押印（認印）のこと。

【その他】

申出書の日付は提出時に記入して下さい。

必要に応じて、記載した以外の添付書類を求める場合があります。

申請に関する詳細については、宇治市農業委員会事務局までお問い合わせ下さい。